医療費助成の対象

* 網掛け部分が医療費助成対象 = 見舞金支給対象

治性で長期の療養を必要とする疾患 がん・脳卒中・認知症 など (国)難治性疾患克服研究事業(研究費助成) 。 ギラン・パレー症候群 ・ シェーングレン症候群 など ① 特定疾患治療研究事業(56疾患) ① 特定疾患治療研究事業(56疾患) ③ 漫延性意識障害(県単独事業) ④ ウイルス肝炎(B型・C型)

障害者自立支援法



障害者総合支援法 【平成25年4月1日施行】

障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって<u>政令で定めるもの※1</u>による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

- ◎難病患者等で、症状の変動などにより、<u>身体障害者手帳の取得ができない※2</u>が一定の障害がある人々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ◎受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

※1《政令で定める難病等の範囲》

難治性疾患克服研究事業 (臨床調査研究分野) の対象疾患 1 3 0 疾患と関節リウマチ (国)難病特別対策推進事業実施要綱(ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付)の対象疾患と同じ

※2《現状》

- ★障害者自立支援法における支援の対象者
 - ·精神障害者 ·身体障害者 ·知的障害者
- ★身体障害者の定義
 - ・永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象 ・身体障害者福祉法別表に限定列挙